（母子保健法施行規則の一部改正）

**第十四条**　母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「（国を除く。以下同じ。）」を削り、「一に」を「いずれかに」に改める。

第十五条第一号中「法第二十条第五項に規定する指定の権限並びに」を削り、「第二十一条の三及び同法第二十条第八項」を「第二十一条の三第三項」に改める。

（製菓衛生師法施行規則の一部改正）

**第十五条**　製菓衛生師法施行規則（昭和四十一年厚生省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）」を「当該指定に係る養成施設の所在地の都道府県知事」に改める。

第十九条中「地方厚生局長等」を「当該指定養成施設の所在地の都道府県知事」に改め、同条の表生徒の定員の項中「養成施設」を「養成課程」に改める。

第二十条第一項中「第十七条第一項第二号又は第九号に掲げる事項とする。」を「次のとおりとする。」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第十七条第一項第二号、第九号又は第十号に掲げる事項

二　養成施設の教員

第二十条第二項中「通信教材を」の下に「、教員の採用に係るものであるときは、届書に新たに教員となつた者の履歴書を」を加え、同条第三項及び第四項を削る。

第二十一条を削る。

（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正）

**第十六条**　社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第四項中「又は厚生労働大臣」を「又は都道府県知事」に改める。

第二十三条の二第二項中「厚生労働大臣」の下に「（法第三十九条第一号から第三号までに規定する都道府県知事の指定した養成施設の設置者が講習を行う場合にあつては、当該都道府県知事。次項及び第四項において同じ。）」を加える。

第二十八条第一項ただし書中「第四号」を「第三号」に改め、同項第一号中「又は養成施設」を削り、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。

（社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則の一部改正）

**第十七条**　社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十一条第一項」の下に「及び第十二条」を加える。

第十条の見出しを「（令第五条の規定により報告を要する事項）」に改める。

第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とし、第十一条の次に次の一条を加える。

（令第十一条第四項の規定により報告を要する事項）

**第十二条**　令第十一条第四項に規定する主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める事項とする。

一　指定をした場合　第八条第一項各号に掲げる事項（当該養成施設が国の設置する養成施設である場合にあつては、同項第二号から第十号までに掲げる事項）

二　令第四条第一項の規定により変更の承認をした場合　第八条第一項第五号に掲げる事項（修業年限、養成課程、入所定員及び学級数に関する事項に限る。）

三　令第四条第二項の規定により変更の届出を受理した場合　第八条第一項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項（修業年限、養成課程、入所定員及び学級数に関する事項を除く。）

四　令第五条の規定により報告を受理した場合　第十条各号に掲げる事項

五　令第七条の規定により指定を取り消した場合　指定を取り消した旨及び取り消した日（令第八条の規定による申請に基づき指定を取り消した場合にあつては、指定を取り消した旨並びに取り消した日及び第十一条第一項第三号に掲げる事項。）

（臨床工学技士法施行規則等の一部改正）

**第十八条**　次に掲げる省令の規定中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

一　臨床工学技士法施行規則（昭和六十三年厚生省令第十九号）第二十四条第二号

二　義肢装具士法施行規則（昭和六十三年厚生省令第二十号）第二十四条第二号

三　救急救命士法に基づく指定登録機関及び指定試験機関に関する省令（平成三年厚生省令第四十五号）第十六条第二号

四　精神保健福祉士法施行規則（平成十年厚生省令第十一号）第一条第六項第二号及び第三号

五　言語聴覚士法に基づく指定登録機関及び指定試験機関に関する省令（平成十年厚生省令第七十五号）第十六条第二号

（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則の一部改正）

**第十九条**　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成二年厚生省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「厚生労働大臣」を「当該登録に係る講習会の実施地の都道府県知事」に改める。

第十九条中「厚生労働大臣」を「その登録講習会の実施地の都道府県知事」に改める。

第五十条第一項ただし書を削り、同項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、同条第二項を削る。

（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部改正）

**第二十条**　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第七十六条中「次に掲げる厚生労働大臣の権限」を「法第十六条第一項及び第十七条第三項（これらの規定を法第二十一条において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働大臣の権限」に、「第一号に掲げる権限（法第十二条第三項に係るものに限る。）及び第二号に掲げる権限」を「その権限」に改め、同条各号を削る。

（理容師法施行規則の一部改正）

**第二十一条**　理容師法施行規則（平成十年厚生省令第四号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第十二号中「地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）」を「都道府県知事」に改める。

附則第八条第六号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改める。

（理容師養成施設指定規則の一部改正）

**第二十二条**　理容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「厚生労働大臣」を「当該指定に係る理容師養成施設所在地の都道府県知事」に改め、同条第四項を削る。

第六条第一項中「厚生労働大臣」を「当該指定養成施設所在地の都道府県知事」に改め、同項後段を削り、同条第三項中「厚生労働大臣」を「当該指定養成施設所在地の都道府県知事」に改め、同項後段を削る。

第七条から第十条までの規定中「厚生労働大臣」を「当該指定養成施設所在地の都道府県知事」に改める。

第十二条及び第十三条第一項中「厚生労働大臣」を「指定養成施設所在地の都道府県知事」に改める。

（美容師法施行規則の一部改正）

**第二十三条**　美容師法施行規則（平成十年厚生省令第七号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第十二号中「地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）」を「都道府県知事」に改める。

附則第八条第六号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改める。